

議 第 5 号 議 案

埼玉県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
埼玉県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を別紙のとおり、富
士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年3月18日提出

富士見市議会議長 吉野 欽三 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 尾 崎 孝 好

同 小 川 匠

同 寺 田 玲

同 大 谷 順 子

提 案 理 由

埼玉県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書を地方自治法第9
9条の規定に基づき知事に提出するため、この案を提出します。

埼玉県乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

乳幼児医療費助成制度の取り組みが全国各地で広がり、中学校卒業まで助成している市町村は、入院で72.9%・通院は56.7%に広がっている。県内63市町村の内、「高校卒業まで無料」が、入院のみが朝霞市・入通院ともが越生町・滑川町・新座市となっており、「中学校卒業まで無料」が、入院のみが八潮市、入通院ともが富士見市を含め他58自治体にまで広がっている。

一方、埼玉県の乳幼児医療費助成制度は、就学前まで児童の医療費の2分の1(所得制限有)が助成されている状況でその他は、各自治体が助成をしている状況である。東京都や群馬県が15歳まで入通院無料、栃木県は小学校6年生まで入通院無料、千葉県は小学校3年生まで通院無料・中学校3年生まで入院無料となっており、埼玉県の助成制度は関東で最も遅れている。本来、国が負担すべきものと考えるが、逆に国から地方単独事業(福祉医療)実施を理由に国庫補助減額されている状況である。そのような状況においても県内各市町村では、厳しい財政状況の中、子育て環境を守る取り組みを行っている。

よって、富士見市議会は埼玉県知事に対して、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

富士見市議会

埼玉県知事 上 田 清 司 様